

マスコットキャラクター (骨付鳥関連) 使用の手引き



丸 亀 市

丸亀市では、別記のマスコットキャラクター及び骨付鳥イメージロゴ（以下「キャラクター等」）を適切に使用していただくために、「丸亀市マスコットキャラクター及び骨付鳥イメージロゴ使用基準」（以下「キャラクター等使用基準」）を設けました。

この手引きは、キャラクター等が、広く皆さまに愛され、活用されることにより、丸亀市のイメージアップ向上と産業振興や観光振興など地域の活性化につながるようにするため、使用の基準などについて例示しています。

なお、「使用の手引き」中の用語は、「キャラクター等使用基準」と同じです。

1 キャラクター等の使用に際して

キャラクター等に関する一切の権利は、丸亀市（以下「市」）に属します。

そのため、キャラクター等を使用する場合は、必ず事前に使用許可申請を行い、市の許可を受けてください。

2 キャラクター等の使用許可申請について

キャラクター等の使用をお考えの方は、次の①～④に該当するかどうかご確認ください。

- ① 国や地方公共団体等が公用又は公共の用に使用するとき。
- ② 市内の住民組織等やその他の公共的団体が公益的な活動のために使用する
とき。
- ③ 個人が営利を目的とせず、個人的に又は家庭内その他限られた範囲内において使用する
とき。
- ④ 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報を目的に使用する
とき。

☆ 該当する場合

使用許可申請は不要ですが、「キャラクター等使用基準」やこの「手引き」をよく読んでいただき、市の信用や品位、キャラクター等のイメージを損なうことがないよう適切に使用してください。

また、デザインの変更などもできません。

★ 該当しない場合

使用許可申請が必要です。次のページ以降をご覧ください、手続きを行ってください。

3 キャラクター等の使用料

キャラクター等の使用料は当分の間、無料です。

4 使用許可申請の手続き方法

◇ 事前相談

キャラクター等の使用をお考えの方は、申請を行う前に事前相談をお願いします。
メールやFAXでも構いません。

◇ 使用許可申請書提出

申請は、次の書類を各1部、郵送または持参により提出ください。

- ・マスコットキャラクター等使用許可申請書（様式第1号）
- ・会社、団体概要等、申請者の事業内容がわかる資料（パンフレット等）
- ・キャラクター等の使用状況がわかる完成見本等

◇ 市受付・審査

提出していただいた申請書を受け付け、審査を行います。
審査結果に1週間程度かかります。

◇ 使用許可

許可が認められると、市から使用許可書が交付されます。

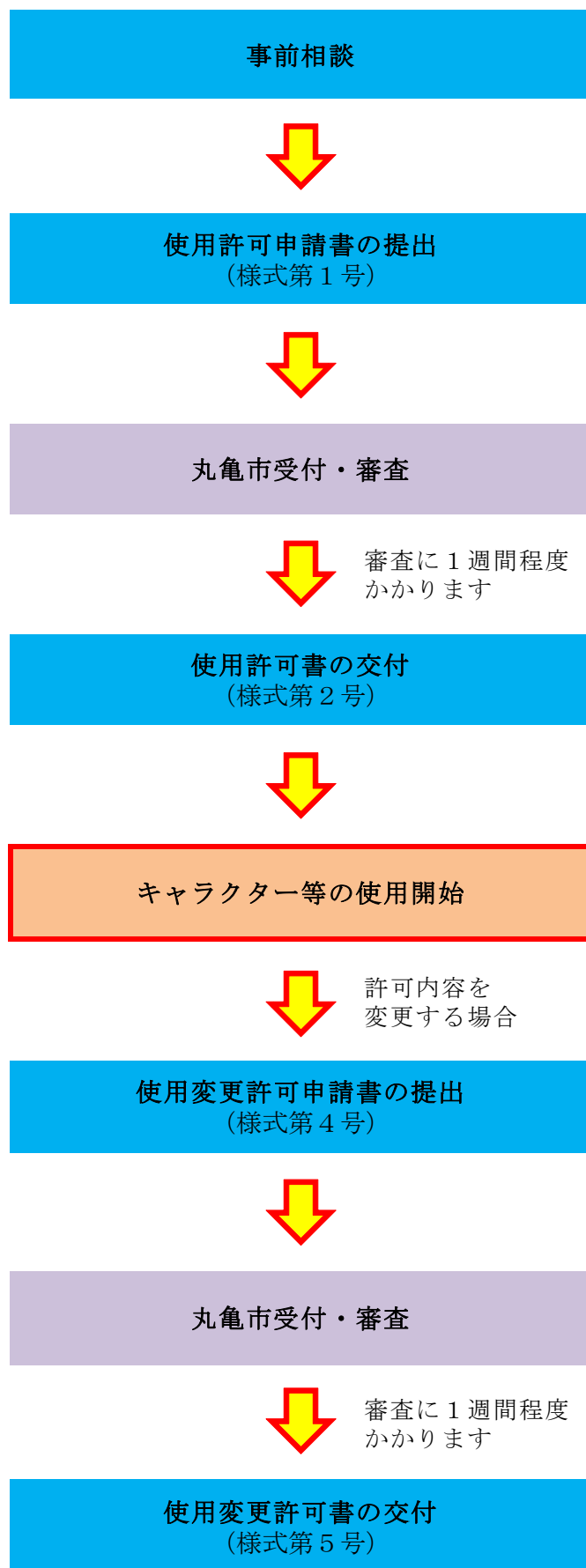
◇ 使用開始

使用許可書が交付されると使用ができるようになります。
使用に当たっては、次ページの事項を遵守していただき、正しくご利用ください。

【使用上の遵守事項】

- ① 使用許可された内容のみに使用してください。
- ② 当該使用許可に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は転貸しないでください。
- ③ 定められた形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないでください。
- ④ キャラクター等のイメージを損なう使用をしないでください。
- ⑤ キャラクター等の下部等適切な位置に、キャラクターの名称の表記及び許可番号（「丸亀市許可第 号」）を表示してください。
- ⑥ 当該使用に係る完成物件を速やかに提出してください。ただし、完成物件の提出が困難なものについては、その写真等を提出してください。
- ⑦ 製造物等責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

※ 使用許可申請から使用までの流れは次のとおりです。



5 使用許可の基準について

◇ 次の場合は、使用の許可をいたしません。

- ① 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ② 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ③ 不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。
- ④ 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 市の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ⑦ 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- ⑨ 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用するとき。
- ⑩ キャラクター等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- ⑪ 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められないとき。
- ⑫ その他市長が使用について不相当と認めたとき。

6 使用許可の取り消し

◇ 使用許可の取り消し

使用が次のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可（変更許可があったときは、その変更後のもの。）を取り消します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 「【使用上の遵守事項】（P3）」に違反、又は「5 使用許可基準について（P5）」に該当していると認められるとき。② 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。 |
|---|

◇ 使用許可を取り消された場合

- ・ 使用許可に係る物件をいかなる場合であっても使用することはできません。
- ・ 市は、使用物件の回収を求めることができます。
- ・ キャラクター等の使用許可を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負いません。
- ・ 使用者がキャラクター等のデザインの使用について、第三者との間に、権利侵害の紛争が生じたときは、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決をしていただきます。

7 その他の注意事項等

◇ 損失補償等の責任

- ・ 市は、キャラクター等の使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。
- ・ 使用者は、キャラクター等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理しなければなりません。
- ・ 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

◇ 権利の設定等の禁止

使用者は、キャラクター等について、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をすることは禁止とします。

【お問合せ先】

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目3番1号

丸亀市 産業文化部 産業観光課

TEL：0877-24-8844／FAX：0877-24-8863

E-Mail：sangyokanko-k@city.marugame.kagawa.jp